

## 申告に必要なもの

本人確認に 必要な書類 等	個人番号確認と身元確認ができるもの 【個人番号確認書類】 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード、通知カードまたは個人番号記載のある住民票 【身元確認書類】 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード、運転免許証等	
	<input type="checkbox"/> (税務署から送付を受けた方) 確定申告書のお知らせはがき等 <input type="checkbox"/> (昨年、市役所で確定申告をされた方) 利用者識別番号等の通知 <input type="checkbox"/> (所得税の還付のある方) 申告者名義の預貯金口座のわかるもの	
	給与、公的年金等の所得のある方 <input type="checkbox"/> 源泉徴収票	
	配当所得のある方 <input type="checkbox"/> 配当額・源泉徴収金額のわかる書類	
所得の計算 に必要な 書類	一時所得のある方 <input type="checkbox"/> 収入額および経費のわかる書類	
	農業所得、事業所得、不動産所得のある方 <input type="checkbox"/> 収支内訳書 (事前に作成してから来庁してください)	
	社会保険料控除を受ける方 <input type="checkbox"/> 支払額等の証明書(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等)	
	生命保険料、地震保険料控除を受ける方 <input type="checkbox"/> 生命保険料控除証明書 <input type="checkbox"/> 地震保険料控除証明書 <input type="checkbox"/> 旧長期損害保険料控除証明書	
所得控除・ 税額控除の 計算に必要 な書類	配偶者控除、配偶者特別控除を受ける方 <input type="checkbox"/> 配偶者のマイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 令和7年中の配偶者の所得のわかる書類 配偶者の合計所得が133万円以下で、申告者本人の合計所得が1,000万円以下の場合は、配偶者控除または配偶者特別控除が受けられます。	
	扶養控除を受ける方 <input type="checkbox"/> 被扶養者のマイナンバーがわかるもの	
	特定親族特別控除を受ける方 <input type="checkbox"/> 対象者のマイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 令和7年中の対象者の所得のわかる書類 生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得が123万円以下の控除対象扶養親族に該当しない場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。	
	障害者控除を受ける方 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、または障害者控除対象者認定書(*1) (*1)障害者手帳の交付を受けていない方であっても、介護保険で要介護認定(要支援を除く)を受けている方は、控除の対象になる場合があります。詳しくは高齢福祉課(☎68-2116)へお問い合わせください。	
	医療費控除を受ける方 ※国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入の方は、保険者から10月診療分までの医療費通知が送付されます。11月分以降の医療費は、領収書に記載の金額を「医療費控除の明細書」にご記入ください。なお、国民健康保険については、2月中旬以降に保険年金課窓口で、令和7年一年分の医療費通知の交付が受けられます。	
	<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書 (事前に作成してから来庁してください) <input type="checkbox"/> 医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」を利用して医療費控除の明細書を作成した場合(*2)) (*2)医療費通知は、健康保険組合によっては通知対象期間が異なりますので、令和7年中に支払った医療費分をご記入ください。また、健康保険組合等からの保険給付や、市の医療制度、生命保険契約による補填等がある場合は医療費から差し引きますので、受け取られた額を記入してください。 <input type="checkbox"/> 医療費通知に記載がない医療費の領収書(*3) (*3)医療費通知の通知期間外の医療費、ドラッグストアで購入した医薬品、介護保険サービス料等は、領収書から医療費控除の明細書の「医療費の明細」欄に記入してください。領収書の提出は必要ありませんが、申告受付時に記入内容を確認します。この場合の領収書は、ご自宅で5年間保管が必要です。 <input type="checkbox"/> おむつ、ストマの医療費控除を受ける方は、医師の証明書(*4) (*4)おむつ代の医療費控除を受ける方は、高齢福祉課で介護保険法によるおむつの使用を証明できる場合があります。詳しくは高齢福祉課(☎68-2116)へお問い合わせください。	
	セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受ける方 <input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制の明細書 (事前に作成してから来庁してください) <input type="checkbox"/> 健康の保持増進および疾病の予防の取組を行ったことを明らかにする書類(定期健診結果、予防接種領収書等) <input type="checkbox"/> 薬品購入の領収書(*5) (*5)提出の必要はありませんが、申告受付時に記入内容を確認します。領収書は、ご自宅で5年間保管が必要です。	
	寄附金控除を受ける方 <input type="checkbox"/> 寄附した団体等から交付を受けた領収書等 ふるさと納税ワンストップ特例を利用された方も、申告時は寄附金控除が必要ですので「寄附金受領証明書」を持参してください。	